

2020年度 児童発達支援センターにこここ重点事業計画

1. 事業目的・経営方針

障がいの有無に関わらず発達の個人差により生活のし辛さのある、地域の子ども達及びその家族が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う事を目的とし、センターとして相談窓口の一元化、対象となる児童への適切な支援の拡充、関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指す。

また「和顔愛語」の情操教育を根底に、スローガンを①「来て良かったと思えるセンターに」②「子ども達の“楽しい”“嬉しい”がたくさんつまった場所に」③「子どもも職員も笑顔で過ごせる場所に」とした施設づくりを意識し強化していく。

2. 組織体制

【Ⅰ】利用定員

事業所名		定員	対象障害	対象年齢
児童発達支援センター 「にこここ」	地域療育センター			未就学～学童児
	児童発達支援	10	難聴・重心 身障害以外の 障害	未就学児
	放課後等デイサービス			学童児
	保育所等訪問支援			未就学～学童児

※保育所等訪問は利用者による申請（1人月2回程度）

【Ⅱ】職員構成

職員数 10名（正規職員 7名 非常勤職員 3名）2020.4.1

管理者（心理士）	1	児童発達支援 管理責任者	2	保育士	4 (1)
児童指導員	1 (1)	看護師	1	指導員	1 (1)

※（）内数は非常勤職員

※組織図・職務分掌大綱表 別紙参照

3. 営業時間

開所時間 8:30～18:00 月曜日～金曜日

- ・ 9時00分～11時30分（児童発達支援）
- ・ 13時30分～17時30分（放課後デイサービス）

※お盆・年末・年始 12月29日～1月3日までは休みとする）

※祝日は放課後等デイサービスの親子療育を実施（10:00～16:00）

4. 事業概要

【Ⅰ】児童発達支援（にこここなかま）

目的

定員10名に対して、午前中（9時～11時半）月曜日～金曜日で曜日毎にグループを分け、未就学児及びその家族等に対して基本的生活動作、また集団生活への適応を図り、小集団活動、運動・感覚遊び等を

実施している。今年度は新たに年長児の単独枠の曜日を設定し送迎サービスも行う。

(1) 契約者数 (2020.4.1)

学年	未満児・年少	年中	年長
契約者総数	10	5	14
医療的ケア児	0	1	0
措置児童	0	0	3

計 29 名

(2) 主活動・行事関連

- 1 感覚統合
- 2 サーキット
- 3 買い物体験
- 4 クッキング
- 5 製作活動
- 6 リトミック
- 7 就学時健診の練習
- 8 サポートブックの作成
- 9 その他、季節に合わせた内容を盛り込む（水遊び、遠足など）

【II】放課後等デイサービス（すまいる）

目 的

定員 10 名に対して、学校終了後に送迎を行い、月曜日～金曜日毎にグループを分け、基本的生活動作、また集団生活への適応を図り、SST、小集団活動、個別学習等を実施している。また、祝日は不定期に希望者を募って平日では行えない親子療育を行事として行っている。今年度は一人当たりの支給量を減らし（他事業所との併用に移行）、児童発達支援からの移行やどこにも繋がっていない児童をより多く受け入れられるよう配慮する。

(1) 契約者数 (2020. 4.1)

	小学生	中学生	高校生
契約者総数	45	3	0
医療的ケア児	0	0	0
措置児童	2	0	0

計 48 名

(2) 主活動・行事関連

- 1 感覚統合
- 2 サーキット
- 3 公共施設の利用（図書館や環境センター買い、物体験など）
- 4 クッキング
- 5 製作活動
- 6 リトミック
- 7 地域行事への参加（恋龍祭）
- 8 その他、季節に合わせた内容を盛り込む（水遊び、遠足など）

□9 祝日の親子療育の開催

【Ⅲ】 保育所等訪問支援事業

目的

月に1回～2回、保護者から申請があった場合に訪問支援員が利用者が通っている保育所等を訪問し、支援先の職員に助言等を行い利用者の安心した生活のサポートを提供する。

【契約者数】 35名（保育所等訪問のみ）2020.4.1

【Ⅳ】 水俣・芦北圏域地域療育センター事業

目的

心身の発達において特別な配慮を要すると思われる児童、またその保護者に対して、相談を通して、発達に応じた適切な対応を検討していく。

（1）【施設支援事業】

水俣・芦北圏域の幼・保・こども園、小・中・高や学童などからの依頼を受け、相談員が訪問をし、適切な支援の助言・指導を行う事を目的とする。

（2）【児童発達支援センター等機能強化事業】

- 1 住民相談対応地域支援事業
- 2 地域の障がい児等支援の取り組みの充実を図る事業
- 3 早期専門対応地域支援事業
- 4 障がい疑われる児童等をサービスに繋げるための事業

【Ⅴ】 巡回支援専門員整備事業

目的

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等(幼・保・こども園、小・中・高や学童)の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う為、年度当初に各施設に施設支援利用申請書を送付し、対象児・訪問頻度及び支援内容について希望調査を行う。

5. 職員処遇

【Ⅰ】 職員研修

目的

生活のし辛さを抱える児童とその保護者に対して、よりタイムリーでニーズに合った情報提供と支援スキルを効果的に上げるために研修を充実させ、一人ひとりの研修計画を策定し職員の意欲向上を図る。

- 1 児童養護施設光明童園が行っている職員研修（処遇困難児ケース検討会や援助技術研修）等に積極的に参加を行う。
- 2 センターとして研修の場を開き、保護者や支援者向けの研修会を開催する。
- 3 児童養護施設光明童園が主催するひかりっこセミナーの参加、もしくは共催
- 4 他の施設を見学、研修する職員研修の実施
- 5 月1回の職員会議にて当月の出張内容についてそれぞれ報告を行う機会を持つ。
- 6 こども総合療育センターや熊本県南部発達障がい者支援センター主催の研修へ積極的に参加する。

- 7 年6回療育に携わる関係機関を対象とした研修会の実施
 - 8 その他の研修については研修計画表参照。
 - 9 有資格者の人材確保や資格取得（社会福祉士・保育士・公認心理師・精神保健福祉士）に向けての個々のスキルアップを図る。
- ※『年間行事予定表』・『職員研修予定一覧』参照

【II】諸規程

- 2020年度4月1日より就業規程等の一部変更を行う。

6. 権利擁護

権利擁護及び苦情解決体制

目的

利用者及び職員への虐待防止の徹底を図る。

- 1 苦情解決委員体制（責任者・担当窓口）を設立し1週間に1度の苦情箱の確認を行う。
- 2 主任による職員への個別面談及び人事評価
- 3 人権擁護のためのチェックリスト
- 4 熊本県主催の虐待防止研修に参加を行う。
- 5 保護者からの施設評価を行いホームページに掲載する

7. 危機管理

目的

管理規程に定めている事故防止規程の徹底を図り、通所児童の安心・安全を守る為、より一層の体制強化と危機管理の徹底を図る。

- 1 児童養護施設光明童園が行う避難訓練（年1回）、防犯訓練（年2回）に当センター職員、また可能であれば利用者も積極的に参加を行い、独自にセンターでも月1回の避難訓練（風水害等を想定）をそれぞれの事業で行う。
- 2 月1回の職員会議に事故防止委員会を設け、該当月のヒヤリハット事案を作成する。

※『防災避難訓練年間計画表』参照

8. 地域交流支援

目的

地域の方々により一層施設を理解して頂き施設運営とサービス提供への理解と協力をいただく。

- 1 広報誌（月間行事）などの便りを発行する
- 2 インターネットのSNSサービスを利用し、行事の案内やお知らせを行う
- 3 ホームページの運営
- 4 パンフレットや広報誌、ホームページはユニバーサルデザインの理念のもと、見る方々がより分かり易いものにする。
- 5 地域向けに施設主催の研修会等を行う。
- 6 気軽に育児や子育て、家庭の悩み等を相談する場として地域療育センターの窓口を開設する。
- 7 利用者の主活動に地域との交流をメインとした活動計画を入れる（恋龍祭への参加）。
- 8 他事業所と連携してイベントの企画をし、利用者も一緒に活動を行う。

9. 施設整備

整備の予定なし

10.その他

後援会組織

児童養護施設光明童園・児童発達支援センターにここを支える会

児童の福祉に寄与すると共に、会員相互の親睦と地域の福祉向上に貢献する事を目的とし、利用者の為の療育の備品、施設整備資金などの支援を予定とする。